

大泉町地域防災計画(令和6年度改訂)の主な改訂内容

県の地域防災計画の改訂及び町の防災対策に係る取り組みなどを踏まえ、主に以下の内容について改訂する。

※下記の表中（○ページ）は現在の地域防災計画の該当するページを記載。

No.	該当箇所	主な変更内容
1	風-1ページ（風-1ページ） 風水害等対策編 第1章 第1節 第2 風水害等対策編の構成	大泉町地域防災計画に大泉町水防計画を統合するに当たり、風水害等対策編は、水防法に基づく「水防計画」（第2章）、災害対策基本法に基づく「風水害等対策」（第3章～第5章）の構成となる旨を追加。
2	風-15ページ（本改訂より新規追加） 風水害等対策編 第2章 水防計画	「地域防災計画と水防計画の策定事務の簡素化について」（令和3年2月16日付内閣府・総務省・国土交通省通知）において、両計画の一体化や重複排除など、策定事務の簡素化を図ることが可能であるとされたため、第2章は全面新設。以下は水防計画新設に当たっての主な変更及び追加事項。 ・利根川重要水防箇所の更新（渡良瀬川は該当なし） ・水防本部組織図及び事務分掌等を追加 ・水防警報基準水位等を更新及び渡良瀬川の情報を追加 ・要配慮者施設の情報を更新
3	風-70ページ（風-25ページ） 風水害等対策編 第3章 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 震-13ページ（震-13ページ） 震災対策編 第2章 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	迅速かつ円滑な災害応急対策への備えとして取り組むべき内容を追加。 ・各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。 ・平常時から被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。
4	風-72ページ（風-26ページ） 風水害等対策編 第3章 第2節 第1 避難誘導體制の整備 2 避難誘導計画の作成 （8）	洪水予報河川以外の河川についても避難指示等の発令基準を設定すること及び災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定することの内容を追加。
5	風-74ページ（風-31ページ） 風水害等対策編 第3章 第2節 第4 情報の収集・連絡体制の整備 3 情報収集・連絡に係る初動体制の整備 （4）	安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、県危機管理課との連携体制を明確にしておく内容を追加。

No.	該当箇所	主な変更内容
6	風-77ページ(風-34ページ) 風水害等対策編 第3章 第2節 第7 防災関係機関との連絡体制の整備 1 町における連携・応援体制の整備 (3)	受援体制の整備のため、受援に関する庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や、応援職員受入の際に執務スペースの確保や感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する等の内容を追加。
7	風-80ページ(風-37ページ) 風水害等対策編 第3章 第2節 第9 救助、救急及び医療活動体制の整備 1 救助・救急活動体制の整備 (1)連携体制の強化	町、県、消防機関、警察、自衛隊は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努める内容を追加。
8	風-84ページ(風-40ページ) 風水害等対策編 第3章 第2節 第11 避難収容活動体制の整備 7 指定避難所における生活環境の確保 (4)	町が整備した「災害用トイレトレーラー」を適正に管理し、避難所等で活用する旨を追加。
9	風-84ページ(風-40ページ) 風水害等対策編 第3章 第2節 第11 避難収容体制の整備 8 物資の備蓄	新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策物資や、備蓄品の調達の際は、要配慮者、女性、子供、アレルギー、宗教等にも配慮すること等の内容を追加。
10	風-87ページ(風-43ページ) 風水害等対策編 第3章 第2節 第13 広報・広聴体制の整備 1 広報体制の整備	広報媒体に「大泉町公式LINE」を追加。
11	風-100ページ(風-55ページ) 風水害等対策編 第3章 第3節 第4 住民及び事業所による地区内の防災活動の推進 2 地区防災計画 3 個別避難計画と地区防災計画の整合性	住民及び事業者による地区防災計画の作成についての内容を追加。 ・住民や事業者が作成した地区防災計画を地域防災計画に位置づけるよう提案を受け、必要があると認めるときは地域防災計画に地区防災計画を定める。 ・個別避難計画と地区防災計画の整合性を図る。
12	風-101ページ(風-17ページ) 風水害等対策編 第3章 第4節 要配慮者等の安全確保	要配慮者等の個別避難計画に関する内容を追加。
13	風-118ページ(風-73ページ) 風水害等対策編 第4章 第2節 第1 災害情報の収集・連絡 2 災害情報の収集	安否不明者の情報収集については、捜索・救助体制の検討等に必要の情報であるため住民登録の有無に関わらず、当該市町村の区域内で安否不明になった者の情報収集に努める内容を追加。
14	風-127～風-129ページ (風-84～風-86ページ) 風水害等対策編 第4章 第3節 第2 災害対策本部の組織 別表1 災害対策本部の組織 別表2 災害対策本部事務分掌 震-31ページ(震-30ページ) 震災対策編 第3章 第2節 第1 災害対策本部の設置 第2 災害対策本部の組織	・災害対策本部の組織編成等を令和6年4月1日現在の行政機構に更新 ・防災総括班、企画班の分掌事務に「受援に関する調整のこと」を追加

No.	該当箇所	主な変更内容
15	風-134ページ(風-91ページ) 風水害等対策編 第4章 第3節 第5 広域応援の要請等 6 災害派遣トイレネットワークプロジェクト	自治体間で災害用トイレトレーラーによる相互支援を行う「災害派遣トイレネットワークプロジェクト」について追加。
16	風-136ページ(風-96ページ) 風水害等対策編 第4章 第4節 第3 雪害の拡大の防止 2	積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、関係機関と連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行う内容を追加。
17	風-137ページ(風-97ページ) 風水害等対策編 第4章 第4節 第5 空家の二次災害対策 ----- 震-53ページ(風-52ページ) 震災対策編 第3章 第10節 第3 空家の二次災害対策	緊急な安全の確保のため、適切な管理のされていない空家の外壁等の飛散のおそれのある部分の除去を行うものとする等の内容を追加。
18	風-138ページ(風-98ページ) 風水害等対策編 第4章 第5節 第1 救助・救急活動 4 安否不明者の絞り込み	町は関係機関の協力を得て安否不明者の情報収集を行う。県危機管理課は町と連携し、安否不明者の氏名等を公表し、速やかな安否不明者の絞り込みを行う内容を追加。
19	風-145ページ(風-105ページ) 風水害等対策編 第3章 第6節 第1 緊急輸送活動 6 緊急輸送路の確保及び救援物資集積場所の設置 (4) 救援物資集積場所の設置	救援物資の集積場所を役場からいずみ総合公園町民体育館に変更。
20	風-151～風-152ページ (風-111～風-112ページ) 風水害等対策編 第4章 第7節 第2 指定避難所の開設・運営 1 指定避難所の開設 ----- 震-43～震-44ページ (震-42ページ) 震災対策編 第3章 第5節 第2 指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営 2 指定避難所の開設	指定避難所の開設に関する内容を追加。 ・災害の規模を鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。 ・避難所の開設状況を、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。 ・特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知し、避難の円滑化に努める。
21	風-152～風-154ページ (風-112～風-113ページ) 風水害等対策編 第3章 第7節 第2 指定避難所の開設・運営 5 指定避難所の管理等 ----- 震-46ページ (震-44ページ) 震災対策編 第3章 第5節 第2 指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営 8 新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応 9 男女のニーズの違いへの配慮	指定避難所の管理等に関する内容の追加。 ・指定避難所における感染症対策のため、避難所の衛生管理や十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。 ・指定避難所における男女のニーズの違いへの配慮として女性や子供等に対する性暴力・DV防止等に配慮した運営を行うこと。

No.	該当箇所	主な変更内容
22	風-161ページ(風-120ページ) 風水害等対策編 第4章 第8節 第1 食料の供給	食料供給時、要配慮者や宗教的ニーズに配慮することを追加。
23	風-162ページ(風-121ページ) 風水害等対策編 第3章 第8節 第1 食料の供給 3 救援物資集積場所	救援物資の集積場所を役場からいずみ総合公園町民体育館に変更。
24	風-162ページ(風-121ページ) 風水害等対策編 第3章 第8節 第1 食料の供給 4 炊出しの実施	炊出し場所に町内小中学校7校を追加。
25	風-163ページ(風-121ページ) 風水害等対策編 第4章 第8節 第1 食料の供給 5 食料の調達	食料の調達に当たっては、生鮮食料品の確保に配慮するものとし、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギー に配慮した食料の確保等に努める内容を追加。
26	風-188～風-189ページ (風-148～風-149ページ) 風水害等対策編 第4章 第13節 第1 要配慮者対策	要配慮者対策に個別避難計画を効果的に活用する内容を追加。